

(案)
平成28年度浜松市浜北クリーンセンター樹木等管理
業務仕様書

1. 業務の名称

平成28年度浜松市浜北クリーンセンター樹木等管理業務

2. 業務の場所

浜松市浜北区新野399番地

浜松市浜北クリーンセンター敷地内全般

3. 業務の内容及び実施回数

別紙、「業務明細書」のとおり

4. 業務に関する事項

別紙、「草刈等業務 共通仕様書」参照

5. 委託料の請求

(1) 委託料の請求

受託者は、委託者の業務完了検査に合格したときは、委託料の支払いの請求が出来るものとする。

(2) 委託料の支払い

委託者は、委託料の支払いの請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。

6. その他の事項

(1) 守秘義務

受託者は、本業務履行に際し知り得た情報、結果等については守秘義務を負うものとする。

(2) 資料等の貸与

本業務履行に必要な資料等については、支障のない範囲において貸与するものとする。

(3) 協議

業務履行中にトラブル等が発生した場合には、全ての作業を中止するとともに、その後の業務については委託者と協議のうえ決定するものとする。

(4) 委託者への説明

受託者は、業務について委託者が説明を求めた場合には、業務完了後であってもすみやかに対応すること。

7. 雑 則

本仕様書及び明細書に明記されていない事項については、委託者と受託者の協議のうえ定めるものとする。

また、指示されていない事項であっても、当然必要な作業は、良識ある判断に基づいて実施しなければならない。